

## 第66回税理士試験(所得税法)

第一問の解答    ボーダーライン38点、確実ライン42点

【問1】(35点)合格点26点

1について

(1) 概要(3点)

納税管理人の届出をすることなく海外に移住する場合には、出国に該当し、出国の日までに出国の場合の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(準確定申告)を提出しなければならない。当該申告については、次の3種類の申告がある。

① 確定所得申告

一定の所得税が生じた場合に、その出国の時までに確定所得申告書を提出しなければならない。

② 還付等を受けるための申告

所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額等があり、これらの金額の還付を受ける場合等に、還付等を受けるための申告書を提出することができる。

③ 確定損失申告

その年において純損失の金額等が生じている場合において、その年の翌年以後において純損失等の繰越控除等の規定の適用を受けようとする場合に、その出国の時までに確定損失申告書を提出することができる。

また、海外に移住後、総合課税される国内源泉所得がある場合等には、一般の確定申告を行う。この場合において、出国の場合の確定申告書の提出により納付した所得税及び復興特別所得税がある場合には、予納税額として、確定申告により精算される。

(2) 根拠規定

① 年の中で出国をする場合の確定申告

(a) 確定所得申告(3点)

居住者は、年の中で出国をする場合において、その年1月1日からその出国の時までの間における課税標準の合計額について、確定所得申告書を提出すべき場合に該当するときは、確定損失申告書を提出する場合を除き、その出国の時までに、税務署長に対し、確定所得申告書を提出しなければならない。

(b) 還付等を受けるための確定申告(3点)

居住者は、年の中で出国をする場合において、その年1月1日からその出国の時までの間における課税標準の合計額について、還付等を受けるための申告書を提出できる場合に該当するときは、確定所得申告書を提出すべき場合及び確定損失申告書を提出できる場合を除き、税務署長に対し、還付等を受けるための申告書を提出することができる。

(c) 確定損失申告(3点)

居住者は、年の中で出国をする場合において、その年1月1日からその出国の時までの間における純損失の金額若しくは雑損失の金額又はその年の前年以前3年以内の各年において生じたこれらの金額について、確定損失申告書を提出することができる場合に該当するときは、その出国の時までに、税務署長に対し、確定損失申告書を提出することができる。

② 出国の意義(1点)

出国とは、居住者については、納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。

③ 確定所得申告(2点)

(a) 居住者は、その年分の課税標準の合計額が所得控除額の合計額を超える場合において、その課税標準から所得控除額を控除した後の金額を、課税所得金額とみなして税率の規定を適用して計算した所得税の額の合計額が、配当控除額及び年末調整に係る住宅借入金等特別税額控除額の合計額を超えるときは、確定損失申告書を提出する場合を除き、第3期(その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。)において、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならない。

(b) (a)により提出する申告書が源泉徴収税額等又は予納税額の還付を受けるためのものである場合には、第3期は、その年の翌年1月1日から3月15日までの期間とする。

④ 還付等を受けるための申告(2点)

居住者は、その年分の所得税につき所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額若しくは予納税額があるため、これらの金額の還付を受ける場合又は外国税額の控除不足額の繰越等の規定の適用を受けるため必要がある場合には、確定所得申告書を提出すべき場合及び確定損失申告書を提出できる場合を除き、税務署長に対し、還付等を受けるための申告書を提出することができる。

⑤ 確定損失申告(2点)

居住者は、次のいずれかに該当する場合において、その年の翌年以後において純損失若しくは雑損失の繰越控除の適用を受け又は純損失の繰戻しによる還付を受けようとするときは、第3期において、税務署長に対し、確定損失申告書を提出するこ

とができる。

- (a) その年において生じた純損失の金額がある場合
- (b) その年において生じた雑損失の金額がその年分の課税標準の合計額を超える場合
- (c) その年の前年以前3年以内において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（前年以前において控除されたもの及び純損失の繰戻し還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。）の合計額が、その年分の合計所得金額を超える場合

⑥ 復興特別所得税の確定申告（1点）

所得税の確定申告書を提出する者は、復興特別所得税申告書を、その申告書に併せて税務署長に提出しなければならない。

2について

(1) 概要（4点）

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。）をする居住者が、その国外転出の時ににおいて有価証券等（一定のものを除く。以下同じ。）を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額（以下「譲渡所得等の金額」という。）の計算については、その国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める金額により、その有価証券等の譲渡があったものとみなす。

① その国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに納税管理人の届出をした場合その他一定の場合

… その国外転出の時ににおけるその有価証券等の価額に相当する金額

② 上記①以外の場合

… その国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得をした有価証券等にあつては、その取得時）におけるその有価証券等の価額に相当する金額

(2) 納税管理人の届出の有無による相違点（2点）

上記(1)のとおり、納税管理人の届出を行っている場合には、その国外転出時の価額をもって譲渡があったものとみなされるが納税管理人の届出を行っておらず、その後においても確定申告をしない場合には、その国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得をした有価証券等にあつては、その取得時）におけるその有価証券等の価額をもって譲渡があったものとみなされる点が相違する。

(3) 適用除外となる要件（2点）

次に掲げる要件を満たす居住者については、適用除外となる。

- ① 国外転出をする時に有している対象資産のその国外転出をする時ににおける上記(1)に定める金額が1億円未満である居住者
- ② その国外転出をする日前10年以内に国内に住所若しくは居所を有していた期間として一定の期間の合計が5年以下である居住者

(4) 適用がなかったものとしてすることができる場合

① 内容（5点）

国外転出の日から5年（期限延長届出書を提出している場合には、10年）を経過する日までに次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める有価証券等については、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の規定により行われたものとみなされた譲渡の全てがなかったものとしてすることができる。

(a) 帰国（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有することとなることをいう。以下同じ。）をした場合

… その帰国の時まで引き続き有している有価証券等

(b) その国外転出の時に有していた有価証券等を贈与により居住者に移転した場合

… その贈与による移転があった有価証券等

(c) 次のいずれにも該当する場合

イ その国外転出の時に有していた有価証券等の相続又は遺贈（限定承認に係るものを除く。以下「相続等」という。）による移転があった場合

ロ その相続等により有価証券等の移転を受けた相続人等の全てが居住者となった場合その他一定の場合

… その相続等による移転があった有価証券等

② 修正申告又は更正の請求（2点）

国外転出の日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人を含む。）は、上記①の事由が生じた場合において、その国外転出の日の属する年分の所得税につき修正申告の事由又は更正の請求の事由が生じたときは、上記①の事由に該当することとなった日から4月以内に限り、税務署長に対し、修正申告書の提出又は更正の請求をすることができる。

【問2】(15点)合格12点

1 概要(2点)

事業の遂行上生じた債権以外の債権については、次の下記2及び下記3のとおり取扱われ、それ以外のものについては、原則として何ら考慮さない。

ただし、保証債務を履行するために一定の資産を譲渡し、その譲渡代金をもって保証債務の履行をしている場合には、当該保証債務の履行により取得した求償権の行使不能額のうち一定金額を、当該資産の譲渡代金の回収不能額とみなして、なかったものとみなす規定の適用を受けることができる。

なお、本年の申告等に係るものに同特例を適用するには、確定申告を行い、前年以前の申告等に係るものに同特例を適用するには、更正の請求の手続を行うこととなる。

2 雑所得の基因となる債権(2点)

居住者の雑所得の基因となる元本債権の貸倒れによる損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の雑所得の金額(この規定適用前の金額)を限度として、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

3 収入金額又は総収入金額の回収不能(5点)

その年分の事業所得以外の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額(不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。)の全部又は一部を回収することができないこととなった場合には、次に掲げる金額のうち最も小さい金額は、その各種所得の金額の計算上、なかったものとみなす。

(1) 回収不能額

(2) 回収不能が生じた時の直前において確定しているその収入金額又は総収入金額の計上年分の課税標準の合計額

(3) 上記(2)の金額の計算の基礎とされる各種所得の金額

4 保証債務の履行による求償権の行使不能

(1) 内容(3点)

保証債務を履行するため資産(譲渡所得の基因とならない資産(山林を除く。)を除く。)の譲渡(資産の譲渡とみなされる借地権等の設定を含む。)があった場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、そのできないこととなった金額(不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を除く。)を回収不能額とみなして上記3の規定を適用する。

(2) 申告要件(1点)

上記の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用を受ける旨の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

5 更正の請求

(1) 国税通則法による場合(1点)

納税申告書を提出した者は、上記3又は上記4の事実が生じたことにより、その申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき等は、その申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正の請求をすることができる。

(2) 所得税法の特例による場合(1点)

確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者は、その申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき、上記(1)に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。